## 别 紙 3

## 別表 2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表 1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
411	劇場等における誘導灯 及び誘導標識に関する 基準の特例適用事業	特区内において、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第1(1)項イに掲げる劇場等を設ける場合、当該区域の消防長(消防本部を置かない市町村においては、町町村長。以下同じ。)又は消防署長の政令第32条に基づく判当される。以前できる。以前時代の政策階における避難口に関して、関して、関して、選集等の避難係の政党を適用しないことができる。とのが推持に、通知のより示すこととする。「要件】次の1.から5.までの条件に該当するもの1.当該避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積接面するとともに、上野難に重接できる。と、ともにの場合の展別できるとともに、近の展別できるとともに、近の展別できる。とともに、近の展別できるとともに、近の展別できるとともに、近の展別にといる。以前にといるのとのよりには、またのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)を改正することにより、全国展開を行う。なお、左記の要件については、係員の常駐、係員からの説明等を見直すこととする。	 消防法施行規則の一部を改  正する省令(平成20年総  務省令第55号)	平成20日 成33措 (4月 (4月 (4月 (4月 (4月 (4月 (4月 (4月 (4月 (4月	総務省